

3月企画運営委員会次第

日 時 平成 27 年 3 月 5 日(木)14:30~
場 所 神奈川県社会福祉会館 2 階第 1 会議室

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

- (1) 理事会の開催概要について
- (2) 平成 26 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算見込
(案) について
- (3) 4 月定時総会の開催通知について
- (4) 第 49 回神奈川県保育事業大会開催要綱 (案) について
- (5) その他

4 報告事項

- (1) 全保協情報
- (2) 部会からの報告
- (3) 地域からの報告
- (4) その他

5 閉 会

※4 月企画運営委員会(予定)

平成 27 年 4 月 9 日(木)14:30~ 神奈川県社会福祉会館2階第 1 会議室

4月定時総会への提出議題等について

1 日 時 平成27年4月25日(土)11時10分～

2 場 所 神奈川県社会福祉会館第1・2研修室

3 議 題

○報告事項

- ・ 平成26年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
- ・ 平成26年度会計監査報告について
- ・ その他

4 当日のスケジュール

- ・ 10:00～ 保育事業大会式典
- ・ 11:10～ 総会
- ・ 13:30～ 研究発表会

※ 4月企画運営委員会

4月9日（木）14:30～ 県社会福祉会館第1会議室

平成 27 年 3 月 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三

平成 27 年 4 月一般社団法人神奈川県保育会定時総会

の開催について(通知)

早春の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、次の日程により、標記定時総会を開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

また、3月 5 日の企画運営委員会において、総会提出議題が承認されましたので、会員の皆様に、現段階での総会資料をご送付申し上げますが、平成 26 年度決算については、4月上旬に監事監査を経て確定する予定ですので、今回の決算（見込）資料とは数字が変わることが想定されますので、ご了承をお願いいたします。

何かとお忙しいところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項を記載の上、4月 10 日(金)までに事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

1 日 時 平成 27 年 4 月 25 日(土)11:10~

2 会 場 神奈川県社会福祉会館 4 階 第 1・2 研修室

3 議 題

- (1) 平成 26 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
- (2) 平成 26 年度会計監査報告について
- (3) その他

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754

(Fax 番号 045-311-1837)

総会出席確認書及び委任状

平成 27 年 4 月 25 日(土)神奈川県社会福祉会館において開催される一般社団法人神奈川県保育会定時総会に

出席

欠席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議案等の決定については、①議長 又は、

② _____ (市又は町) _____ 保育園 _____ 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏名 _____

保育園名 _____

所在地 _____

(会場準備等の都合により、4月10日(金)までに事務局あてにご返送ください。)

第49回神奈川県保育事業大会開催要綱(案)

主題 すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして
—子どもの健やかな成長と発達を保障するために—

1 趣 旨

平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、保育を取り巻く環境が大きな転換期を向かえた。

一方、子育てにおける不安や孤立感をいだく保護者が増加するとともに、子育て家庭を取り巻く経済的状況の不安定化や、課題を抱える子どもに対する社会的支援の不足等により、子どもと子育てに関する社会的な課題は多種多様な姿で表面化してきている。

こうした中で、保育園は、保育園に通う子どもの健やかな成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められている。

今大会は、保育園の社会的意義や役割を認識しつつ、日頃の保育実践などに基づいた研究成果の発表や活発な討議を通して、さらなる保育の質の向上を目指す一方、永年に亘り保育業務に尽力精励した功労者を表彰することにより、保育事業の一層の発展を図ることを目的に開催する。

2 主 催 神奈川県保育会、神奈川県保育士会

3 後 援 神奈川県、神奈川県社会福祉協議会 神奈川県共同募金会、神奈川民間保育園協会 日本保育協会神奈川県支部

4 日 時 平成27年4月25日(土) 10:00 開会 (9:00 受付)

5 会 場 神奈川県社会福祉会館

(横浜市神奈川区沢渡4-2 Tel045-311-8754)

6 来 賀 神奈川県知事、神奈川県議会議長、神奈川県児童福祉審議会委員長、
神奈川県市長会会长、神奈川県町村会会长、神奈川県社会福祉協議会会长、
日本保育協会神奈川県支部長、神奈川民間保育園協会理事長、神奈川県保
育士養成施設協会会长 等

7 参加者
(1) 保育園の園長・保育士等
(2) 県・市・町の関係職員
(3) 県社会福祉協議会・保育士養成校等関係団体の職員等

8 日 程

- 9:00 来賓・受賞者受付
- 10:00~11:00 式典
- 11:10~12:30 総会(保育会、保育士会)
—昼食・休憩—
- 13:30~15:50 研究発表・討議
- 16:00~16:30 処理委員会

式典プログラム

式 典

10：00 ~ 11：00

- 1 開会のことば
- 2 はなのおさなご 斉唱
- 3 児童憲章 朗読
- 4 主催者あいさつ
- 5 永年勤続者表彰式
- 6 記念品贈呈
叙勲、厚生労働大臣表彰、県保育賞 各受賞者
- 7 来賓祝辞(依頼予定)
 - (1) 神奈川県知事
 - (2) 神奈川県議會議長
 - (3) 神奈川県市長会・町村会代表
 - (4) 神奈川県児童福祉審議会委員長
 - (5) 神奈川県保育士養成施設協会会长
- 8 来賓紹介
- 9 祝電披露
- 10 閉会のことば

研究発表の概要(案)

第一会場

4階 第1・第2研修室

配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて 2

①配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

藤沢市保育士会市研究会

②配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

平塚中郡保育士会

第二会場

4階 第3・第4研修室

子どものより良い育ちにむけた関係機関とのネットワーク 6

①子育ち子育て支援のネットワークの中での保育所の役割を發揮する
～小学校等との連携を深める～

伊勢原市保育協議会保育内容研究会

②子どものより良い育ちにむけた関係機関とのネットワーク

綾瀬市つぼみ保育園

第三会場

2階 講堂(ホール)

保育の社会化にむけて 7

①望ましい発達のために
～保育士向け・地域向け手作りおもちゃ～

茅ヶ崎市保育士会

フリーテーマ

②足の発達を促す年齢別保育
～見直そう！子どもの足～

綾瀬市保育士会

フリーテーマ

③足育
～足を育てて元気なからだをつくりましょう～

県保育士会保育内容研究会

平成 27 年 3 月 日

一般社団法人神奈川県保育会会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三

「第 49 回神奈川県保育事業大会」の開催について

早春の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、県保育会及び県保育士会の円滑な事業運営につきましては、格別のご理解、ご支援を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、毎年恒例の標記保育事業大会を、別紙「開催要綱」のとおり実施することいたしました。

つきましては、貴園長様はじめ職員皆様方の多数のご参加を頂けますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、当日は、「定時総会」も併せて開催いたしますので、出席方についてよろしくお願ひ申し上げます。

1 日 時 平成 27 年 4 月 25 日 (土) 午前 10 時 ~

2 場 所 神奈川県社会福祉会館 (横浜市神奈川区沢渡 4-2)

3 参加申込み 別紙 FAX 用紙により、4 月 10 日 (金) までに保育会事務局にお申込みください。

FAX 045-311-1837

TEL 045-311-8754

第49回神奈川県保育事業大会参加申込書

(市・町名) _____ (保育所名) _____
電話番号 _____ () _____

★ 参加者名簿

職　名	氏　名	午後の希望会場		備　考
		第1希望	第2希望	
		第　会場	第　会場	
		第　会場	第　会場	
		第　会場	第　会場	
		第　会場	第　会場	
		第　会場	第　会場	
		第　会場	第　会場	
		第　会場	第　会場	
		第　会場	第　会場	
		第　会場	第　会場	
		第　会場	第　会場	

※ 備考欄に、研究発表者は○を、大会被表彰者は◎をご記入ください。

※ 今回から、昼食弁当の提供は行わないことになりましたので、必要に応じて各自ご用意下さい。

提出期限（期限厳守） 4月10日（金）

申込先 神奈川県保育会事務局

FAX 045-311-1837

平成 26 年度

一般社団法人神奈川県保育会
総会資料

日 時 平成 27 年 3 月 5 日 (木)

16:00～

場 所 神奈川県社会福祉会館 2 階

第 1 会議室

一般社団法人神奈川県保育会

横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

総会次第

- 1 開会
- 2 理事長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人の選任
- 5 議事
 - (1) 第1号議案
一般社団法人神奈川県保育会監事の選任について ······ 1
 - (2) 第2号議案
平成27年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について ······ 2
- 6 質疑
- 7 閉会

<参考資料>

- I 平成26年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿
- II 一般社団法人神奈川県保育会定款

＜第1号議 案＞一般社団法人神奈川県保育会監事の選任について

理事会推薦「監事候補者名簿」

	氏 名	保育園名（市町名）	備 考
監事	中島 光子	旭保育園（寒川町）	新 任

なお、任期は前監事の任期満了（平成28年4月の定時総会）までとする。

＜第2号議 案＞

平成27年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画案及び予算案について

＜提案理由＞

平成27年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案をとりまとめたので、ご承認願いたい。

平成27度一般社団法人神奈川県保育会事業計画

1事業計画

平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、保育を取り巻く環境が大きな転換期を向かえました。保育所等は、園に通う子ども達の健全な成長・発達を保障するだけでなく、地域の子供や親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められており、当保育会は保育の質の向上や多様化する保育への要求に応えていく必要があります。

平成26年度は、新制度の実施に向け国の「子ども・子育て会議」において、具体的運用に向けた各種基準や公定価格の骨格の取りまとめが行われ、各種政省令が告示されました。

これを受け各自治体において条例の制定など準備作業が行われました。

このような過渡期的な状況の中で、当会は、一般社団法人として、これまで以上に公共性や透明性を求めていくとともに、時代の要請や新しい制度に対応できる保育会の姿を模索しながら、神奈川県保育士会や神奈川県、他団体との密接な連携のもと、積極的な事業運営を推進していきます。また、国や神奈川県、県内各市町村等の動向を常に目を向け、情報収集等を行い、必要に応じて当会としての意見表明や要望活動を積極的に実施していきます。

なお、関東ブロック保育協議会等が主催する関東ブロック保育研究大会が平成28年度に神奈川県で開催されることから、関係機関による運営委員会を設置し開催に向けての準備を行います。

(1) 新しい情報の迅速な伝達と意見・要望の表明

行政や全国保育協議会、さらには保育制度に関する様々な動向を把握し、必要な情報を速やかに会員に伝達して、保育活動の円滑な推進に努めます。

また、保育の専門集団として、保育現場の声を行政の施策等に反映させるため、神奈川県等との連携を強化し、必要に応じて意見表明や要望活動を実施していきます。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

保育所等は、子育てに不安を抱く保護者支援や被虐待等個別的な対応が必要な子どもへの対策など、その役割はますます大きくなるとともに、地域からの期待も高まってきています。これらに応えていくためには、保育関係者が研鑽を重ね、職員の意識改革、専門性や資質のさらなる向上を図っていくことが必要であることから、積極的にこれを支援していきます。

(3) 研修事業の体系的実施

保育会の本来的な役割を確認しながら、園長研修、保育士等の職員研修のあり方を検討し、今まで以上に保育現場で生かせる研修を目指して検討・実施していきます。

また、保育の質の向上や人材育成、潜在保育士や保育補助員を含めた保育士確保に向けて、他関係機関との連携を取りながら、それぞれの保育所等で活用できる様な研修内容の充実に努めます。

(4) 保育事業大会の充実

保育をめぐる環境の変化の中で、保育事業の諸課題について、保育現場の新しい取り組み等を発表する場を通じ、より質の高い保育を目指し、保育所等相互が切磋琢磨を図る一方、永年にわたり保育事業に尽力し精励した職員を表彰します。

(5) 「保育園利用者相談室」の有効活用

保育園利用者や地域などからの意見、要望、苦情等は「自己点検」の糧として捉え、保育の質や保護者等との信頼感の向上、さらには職員の意識改革のために役立てていきます。

保育園利用者相談事業の運営及び研修会等の各種事業の企画・実施については、第三者委員会の指導・助言を受けながら、運営委員会において積極的に取り組み、今後の「保育園利用者相談室」のあり方についても、引き続き検討していきます。

(6) 保育会組織の再編整理

保育会組織を平成27年度から施行される「子ども・子育て支援新制度」の推移を見守りつつ会員資格、会費のあり方などの検討や併せて新しい組織のあり方も総務委員会を中心に検討していきます。

また、平成27年度は保育会組織、「民間保育部会(民間園長会)」、「公立保育部会(公立園長会)」、「青年部会」、「保育士部会」のそれぞれの機能に応じた課題を適宜検討・実施していきます。

地区代表により構成される企画運営委員会は、「全体会」と「各種委員会」に区分し、各種委員会には、「総務委員会」、「予算対策委員会」、「研修委員会」、「広報委員会」、「調査研究委員会」から構成し、それぞれの機能に応じた事業を、より効率的な内容に見直しながら、年間を通じて計画的に実施していきます。

専門分野の課題を検討するため、「表彰選考委員会」、「食育推進委員会」、「相談対応委員会(保育園利用者相談室)」を置いて、それぞれの課題等を、理事長の諮問に応じて検討実施していきます。

保育会及び保育士会事務局等のあり方についても、お互いに連携・協力しながら検討し、効率的な事務局運営に努めていきます。

これらの様々な保育組織の検討状況や成果については、理事長及び理事会に定期的に報告し、企画運営委員会(全体会)や「保育かながわ」等を通じて、会員にお知らせしていきます。

2 会議等の開催

- (1) **総会** 事業計画案、予算案、事業報告、決算その他重要事項を協議するため、定時総会を2回開催し、必要に応じ臨時総会を開催します。
- (2) **理事会** 当会運営上の重要事項・懸案事項等を検討し、総会や企画運営委員会への提出議案の作成等を行うため、必要に応じ開催します。
- (3) **企画運営委員会** 当会の重要事項をはじめ、諸課題について協議を重ね、的確な事業執行を図るため、全体会を月1回開催します。
各種委員会は、それぞれの機能に応じ開催します。
- (4) **専門分野別委員会** それぞれの機能に応じて適宜開催します。

3 企画運営委員会各種委員会が実施する事業

(1) 総務委員会

事業計画案、予算案、決算、諸会議、諸事業の総括をはじめ組織運営の全般について進行管理を行います。

- ① 神奈川県保育事業大会の開催 [4月25日(土)]
- ② 県市町村児童福祉主管課長と委員との連絡協議会 [7月23日(木)]
- ③ 保育の日前夜祭の開催 [12月4日(金)]
- ④ 保育功労者の表彰及び「表彰選考委員会」の運営
- ⑤ その他組織運営、国県への予算要望、会の財務運営全般に関すること

(2) 予算対策委員会

国に対する保育事業の充実強化や補助制度の改善等の要望を、全国保育協議会と協力し推進します。

また、県行政当局には、保育制度運営上の問題点、助成の改善等、保育の質を高めるための要望活動等を行います。

(3) 研修委員会

保育を取り巻く環境の変化に対応したテーマを的確に選定し、管理職の専門

- 性及び保育士等の資質を高めるため、次の研修を実施します。
- ① メンタルヘルス研修(保育士の保護者対応や、園として組織対応)
 - ② 保育所等の役割(保育所等での体力作りについて)
 - ③ 保育所等の事故・ヒヤリ・ハット
 - ④ 保育所等食育研修
 - ⑤ 専門性を高める研修
 - (・変動する保育所のあり方)
 - (・保育士を育てる)
 - ⑥ 潜在保育士の実習・研修(予定)
- 新しい課題について、その対応を検討し、企画運営委員会等で議論しながら実施していきます。

(4) 広報委員会

当会の活動状況や保育に関わる重要事項を周知するため、広報紙「保育かながわ」を年2回発行し、会員、行政、関係団体に配布します。

(5) 調査研究委員会

保育制度に関する諸課題や先進事例等の調査研究を行い、活用を図ります。

- ① 事業大会の発表部門における指針及びまとめ全般
 - ② 関東ブロック保育研究大会及び全国大会の総括
 - ③ 保育園の経営問題や制度改革等に係る調査研究・提案等
- また、行政に政策提言等を行うために会員への実態調査を行います。

4 専門分野委員会

次の委員会を設け、理事長の諮問に応じて、会議を開催して活動を行います。

(1) 表彰選考委員会

全国保育協議会会長表彰及び県保育会理事長表彰の該当者の選考を行い、被表彰候補者を決定して理事長に報告するため、随時委員会を開催します。

(2) 食育推進委員会

保育所における乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通した豊かな人間性の形成等の食育の推進を図るとともに、新しい課題に対する調査研究を行い、研修会や「保育かながわ」等を通じて、会員への報告、情報交換等を行います。また、委員会活動に共に携わる委員を増員して、調査研究の内容を一層充実させていきます。

(3) 保育園利用者相談室

希望する会員を対象に、保育園の利用者等からの相談を年間を通じて受

付け、該当保育園との斡旋・調停を行うことによって、保育園との信頼関係を向上させ、職員の意識改革にも役立たせます。

相談への対応や第三者委員との調整、研修会の企画・実施、参考図書の選定・配布等の事業運営については、運営委員会を中心になって活動を行っていきます。

5 関東ブロック保育研究大会運営委員会

平成28年度に神奈川県で開催される関東ブロック保育研究大会の運営委員会を関係機関とともに設置し準備作業を行っていきます。

(神奈川県、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県保育士会、神奈川県保育会)

6 その他の事業

(1) 全国保育研究大会等への参加

- 関東ブロック保育研究大会 [7月2日(木)～7月3日(金)静岡]
- 関東ブロック保育事業連絡協議会 [9月10日(木)～9月11日(金)
横浜市]
- 全国保育研究大会 [11月11日(水)～13日(金)山口県]

7 関係団体への支援

県保育士会の組織運営や諸活動を支援するとともに、保育士養成校の実習に協力し有能な保育士の育成を図ります。

平成 27 年度月間行事予定表

月	県保育会の行事予定	関係団体の主要行事
4	○表彰選考委員会(7 日/火) ○26 年度監査(7 日/火) ○企画運営委員会(9 日/木) ○第 49 回保育事業大会(25 日/土) ○定時総会(25 日/土)	○県社協新任保育士激励会(11/土)
5	○企画運営委員会(14 日/木)	○全保協協議員総会(15/金)
6	○全保協会長表彰選考委員会 ○企画運営委員会(11 日/木)	○関東ブロック会長会議(4~5 日)静岡県
7	○保育園利用者相談室研修会 ○企画運営委員会(23 日/木) ○県市町村児童福祉主管課長と委員との連絡協議会(23 日/木) ○研修会	○関東ブロック保育研究大会(2~3 日)静岡県
8		○公立保育所トップセミナー
9	○予算対策協力金活動開始 ○企画運営委員会(17 日/木) ○研修会 ○「保育かながわ」84 号発行	○関東ブロック保育事業連絡協議会(10~11 日)横浜市
10	○企画運営委員会(8 日/木)	○全国保育士会研究大会(20~23 日)千葉市
11	○研修会	○全国保育研究大会(11~13 日)山口県 ○日保協会全国大会(18~20 日)横浜市
12	○企画運営委員会(4 日/金) ○保育の日前夜祭(4 日/金) ○保育園利用者相談室研修会	○神奈川県保育の日(5 日/土) ○全国保育組織正副会長会議
1	○企画運営委員会(14 日/木) ○新年懇親会(14 日/木) ○保育所食育研修会	
2	○企画運営委員会(18 日/木) ○研修会	○全保協保育所長集中講座 ○関プロ保育士の専門性を高める研修会(中旬)
3	○企画運営委員会(8 日/火) ○定時総会(8 日/火) ○「保育かながわ」85 号発行	○全保協協議員総会(10 日/木)

平成27年度一般社団法人神奈川県保育会予算(案)
 (自)平成27年4月1日～(至)平成28年3月31日

(単位:円)

[収入の部]

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
会費	7,610,000	7,540,000	70,000	
会員会費 相談室会費 準会員会費	5,430,000	5,400,000	30,000	会員300園
	1,680,000	1,640,000	40,000	
	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金	3,627,000	3,822,000	△ 195,000	
県補助金 県社協補助金 共同募金補助金	2,577,000	2,772,000	△ 195,000	事業費
	550,000	550,000	0	
	500,000	500,000	0	
事業収入	2,200,000	2,700,000	△ 500,000	
諸研修会収入 行事収入	1,000,000	1,500,000	△ 500,000	評価、メンタルヘルス、制度、危機管理、食育等
	1,200,000	1,200,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入	1,850,000	1,850,000	0	
予対協力金収入 保険会社協力収	1,500,000	1,500,000	0	
	350,000	350,000	0	AIU
雑収入	451,000	454,000	△ 3,000	
雑収入 預金利子	450,000	450,000	0	図書販売、全保協組織推進費等
	1,000	4,000	△ 3,000	
取崩収入	600,000	0	600,000	
積立金取崩収入	600,000	0	600,000	
繰越金	650,000	700,000	△ 50,000	
繰越金	650,000	700,000	△ 50,000	
合計	16,988,000	17,066,000	△ 78,000	

[支出の部]

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
管理費	7,020,000	6,880,000	140,000	
人件費 旅費 福利厚生費 消耗品費 通信・運搬費 慶弔費 雜費	6,450,000	6,250,000	200,000	給与、手当、法定福利費、アルバイト
	20,000	20,000	0	
	50,000	40,000	10,000	傷害保険(団体の管理下参加委員)
	180,000	250,000	△ 70,000	コピー・印刷費・事務用品等
	150,000	150,000	0	
	150,000	150,000	0	
	20,000	20,000	0	
総務費	870,000	870,000	0	
総会費 会議費 委員会旅費 連絡調整費	60,000	60,000	0	総会資料等
	200,000	200,000	0	企画運営委員会・各部会・理事会等
	450,000	450,000	0	
	160,000	160,000	0	関係団体祝金等
事業費	3,730,000	4,130,000	△ 400,000	
県大会費 関プロ全国大会費 諸行事費 相談室運営費 会報発行費 ホームページ経費	700,000	600,000	100,000	県保育事業大会・分科会資料等
	350,000	350,000	0	関プロ派遣・連絡協議会等
	1,300,000	1,300,000	0	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	1,100,000	1,600,000	△ 500,000	
	180,000	180,000	0	保育かながわ84・85号
	100,000	100,000	0	
研修・研究費	1,350,000	1,600,000	△ 250,000	
研修費 調査研究費	1,300,000	1,500,000	△ 200,000	メンタルヘルス、制度、危機管理、食育等
	50,000	100,000	△ 50,000	
活動費	400,000	450,000	△ 50,000	
予対活動費 専門委員会活動費	350,000	350,000	0	全保協納入等
	50,000	100,000	△ 50,000	
関プロ開催準備費	600,000	0	600,000	
関プロ開催準備費	600,000	0	600,000	
負担金・補助	3,004,000	3,103,000	△ 99,000	
全保協・関プロ 県社協 事務所使用料 保育のつどい 保育士会	1,550,000	1,550,000	0	
	250,000	250,000	0	
	54,000	53,000	1,000	
	50,000	50,000	0	
	1,100,000	1,200,000	△ 100,000	
予備費	14,000	33,000	△ 19,000	
予備費	14,000	33,000	△ 19,000	
合計	16,988,000	17,066,000	△ 78,000	

第57回関東ブロック保育研究大会運営委員会設置要綱（案）

（委員会の名称）

第1条 本会を第57回関東ブロック保育研究大会運営委員会（以下、「本委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本委員会は、第57回関東ブロック保育研究大会（以下、「本大会」という。）の準備及び運営を円滑かつ効果的に遂行することを目的とする。

（構成）

第3条 本委員会は、主催各都県指定都市の保育協議会（部会）、保育士会（部会）、保育行政主管課、社会福祉協議会の代表者及び一般社団法人神奈川県保育会（以下、「神奈川県保育会」という）理事長が委嘱した者をもって構成する。

開催県で組織する運営委員会の運営委員長は神奈川県保育会理事長を、副委員長は神奈川県次世代育成部次世代育成課長、神奈川県社会福祉協議会事務局長、神奈川県保育士会会长を、委員は神奈川県保育会顧問、相談役、神奈川県社会福祉協議会福祉サービス推進部長をもってあてる。

（代表）

第4条 委員長は会を代表し、円滑な運営に努める。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（事業）

第5条 本委員会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本大会の開催内容及び開催方法に関すること
- (2) 本大会の運営に関すること
- (3) その他目的達成のために必要なこと

（会議の招集）

第6条 本委員会の開催は、委員長が招集する。

（事務局）

第7条 本委員会の事務局として、大会開催当番都県政令指定都市内に実行委員会を設置し、その庶務を行う。

（処理委員会）

第8条 本委員会では、本大会において協議された保育研究の内容について審議し、適正な事後処理を図ることを目的として、関東ブロック保育研究大会処理委員会（以下、「処理委員会」という。）を設置する。

- 2 処理委員会の委員は、本委員会の委員が兼ねるものとする。
- 3 処理委員会では、次の事業を行うこととする。
 - (1) 本大会の開催内容に関すること
 - (2) 次年度の関東ブロック保育研究大会の開催当番都県政令指定都市への引継ぎとその運営に関すること
 - (3) 全国保育研究大会への発表者の選出に関すること
 - (4) その他目的達成のために必要なこと

(設置及び解散)

第9条 本委員会は、大会開催県内に設置され、その運営を担う大会に関する全ての事業が終了したときに解散する。

なお、関東ブロック保育研究大会運営委員会は大会ごとに設置するため、各開催当番都県政令指定都市において重複して設置されることがある。

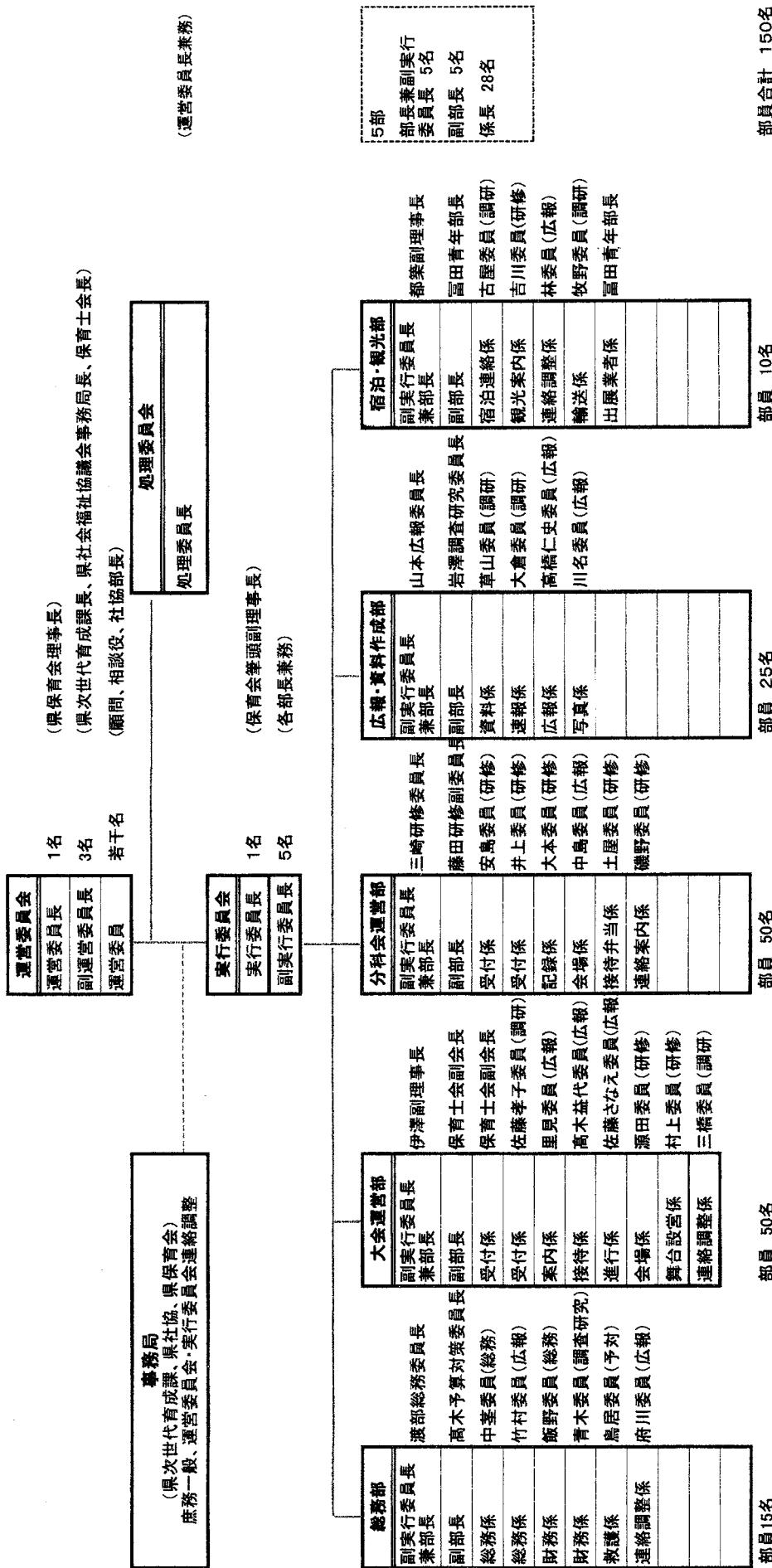
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日より施行する。

関東ブロック保育研究大会(神奈川大会)組織構成(案)



別紙2

部員合計 150名

関東ブロック保育研究大会(神奈川大会)組織・部員(要素)

部	部長	副部長	部員
総務部	渡部 俊貴 (和順保育園)	高木 瞳子 (長岡保育園)	係長6名 総務、広報、調査研究、予算対策委員会委員
大会運営部	伊澤 昭治 (五反田保育園)	保育士会副会長	係長8名 保育士会副会長、調査研究、広報、研修、委員
分科会運営部	三崎 たずゑ (つばみ保育園)	藤田 理恵 (岡田保育園)	係長6名 研修、広報委員
広報・資料作成部	山本 翼 (やまとゆり保育園)	岩澤 貞之 (中海岸保育園)	係長4名 広報、調査研究委員
宿泊・観光部	都築 聰道 (山王保育園)	富田 知敬 (オランジエ)	係長5名 調査研究、研修、広報委員

<参考資料>

I 平成 26 年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿

II 一般社団法人神奈川県保育会定款

平成 26 年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿

1 理事

職 名	氏 名 (市町・保育園名)	担 当
理事長	萩原 敬三 (伊勢原市・大原保育園)	
副理事長	宮田 丈乃 (横須賀市・長井婦人会保育園)	理事長職務代理者 総務部会総括
〃	伊澤 昭治 (藤沢市・五反田保育園)	事業部会総括 相談室運営委員長
〃	都築 顕道 (小田原市・山王保育園)	青年部会総括
理 事	渡部 俊賢 (横須賀市・和順保育園)	総務委員長 相談室運営委員
〃	高木 瞳子 (横須賀市・長岡保育園)	予算対策委員長
〃	三崎 たずゑ (綾瀬市・つぼみ保育園)	研修委員長
〃	山本 昇 (秦野市・やまゆり保育園)	広報委員長
〃	岩澤 貞之 (茅ヶ崎市・中海岸保育園)	調査研究委員長
〃	富田 知敬 (鎌倉市・オランジエ)	青年部会長
〃	藤田 理恵 (厚木市・岡田保育園)	研修副委員長 相談室運営委員
〃	真壁 洋道 (平塚市・真土すばる保育園)	予算対策副委員長

2 監事

職 名	氏 名 (市町・保育園名)
監 事	小川 晃 (茅ヶ崎市・松林保育園)
〃	

※ 任期は、平成 26 年 4 月 26 日から 2 年間。

一般社団法人神奈川県保育会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人神奈川県保育会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を横浜市神奈川区沢渡4番地の2に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、神奈川県における保育の向上ならびにこれに従事する職員の資質の向上を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 保育にかかる調査研究に関する事業
2. 保育技術の向上と地域における次世代育成にかかる事業
3. 保育所機能と役割を向上発展させるに必要な研修・相談事業
4. 保育従事者の地位向上と保育所運営の健全化に必要な事業
5. その他保育所の社会的責任を果たすに必要な事業
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の会員とする。

1. 正会員

- (1) 法人設立時において神奈川県保育会の会員である保育所
- (2) 神奈川県知事、県内中核市市長の認可した、公益を目的とする法人運営の保育所

2. 準会員

- (1) 神奈川県保育士会
- (2) 総会で特に認められた団体

3. 名誉会員

4. 賛助会員

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

2 理事長は、この申込みがあった場合に、これを承認するときは、理事会の同意を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、当法人の目的を達成するため、会費及び必要な経費を支払うものとする。

- 2 前項の会費及び必要な経費については、別に定める。
- 3 準会員は、別に定められた団体負担金を納入するものとする。
- 4 退会し、または除名された会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 解散したとき。
3. 会費を 2 年以上滞納し、支払いに応じないとき。
4. 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 当法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める特別決議によりその会員を除名することができる。

- 2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名又は名称及びその他必要事項を記載した会員名簿を作成する。

第 3 章 総会

(種類)

第 12 条 当法人の最高の意思決定機関として総会を置く。総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれにあたる。
- 3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、1 週間前までに会員に通知しなければならない。

(議決権)

第 14 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

2 準会員の代表は、総会に出席し意見を述べることができる。その意見は尊重されるものとする。

(決議の方法)

第 15 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設置等)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上15名以内
2. 監事 2名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、理事のうちから副理事長若干名を置くことができる。

(選任)

第 19 条 理事長及び理事並びに監事は、総会の決議によって選任する。

2 前項の選任手続きについては、別に定める。

(代表理事の職務権限)

第 20 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は理事長を補佐する。

3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時ま

でとする。

- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第 24 条 役員の報酬は無報酬とする。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行計画の策定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 総会提出議事案件のとりまとめ

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理

事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 企画運営委員会及び専門部等

(企画運営委員会)

第 32 条 当法人の企画調整及び運営を円滑に遂行するため、地区代表委員及び保育士会代表等による企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、原則として毎月開催するものとし、理事長が招集して、その議長となる。

3 企画運営委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(専門部及び委員会)

第 33 条 当法人の事業を円滑に遂行するため、専門部及び委員会を置く。

2 専門部及び委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 7 章 顧問

(顧問)

第 34 条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について、理事長の諮問に応える。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 35 条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 9 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、理事会の決議を経て理事長が作成し、企画運営委員会の同意を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の決議を経て理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、企画運営委員会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 附 則

（本定款の施行）

第 39 条 この定款は、一般法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

（設立時役員の任期）

第 40 条 当法人の設立当初の役員の任期は、第 22 条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、平成 22 年度定時総会の日までとする。

（設立時初年度の事業計画および収支予算）

第 41 条 当法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

（設立時の役員）

第 43 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	都築 融光
設立時理事	宮田 丈乃
設立時理事	相馬 宣正
設立時理事	榎居 祐三
設立時理事	萩原 敬三
設立時理事	石塚 達義
設立時理事	高木 瞳子
設立時理事	大塚 哲朗
設立時理事	山本 昇
設立時理事	小磯 英次
設立時監事	小川 晃

設立時監事 石野美保子
(設立時社員の氏名及び住所)

第 44 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- 設立時社員
- | | |
|------|-----------|
| 1 住所 | 神奈川県小田原市 |
| 氏名 | 都築 融光 |
| 2 住所 | 神奈川県横須賀市 |
| 氏名 | 宮田 丈乃 |
| 3 住所 | 神奈川県中郡二宮町 |
| 氏名 | 相馬 宣正 |
| 4 住所 | 神奈川県鎌倉市 |
| 氏名 | 樹居 祐三 |
| 5 住所 | 神奈川県伊勢原市 |
| 氏名 | 萩原 敬三 |

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本定款の施行に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人神奈川県保育会設立のため、設立時社員 都築 融光、同
宮田 丈乃、同 相馬 宣正、同 樹居 祐三、同 萩原 敬三 の定款作
成代理人行政書士永井 隆一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに
電子署名する。

平成 21 年 11 月 6 日

設立時社員 都築 融光
　同 宮田 丈乃
　同 相馬 宣正
　同 樹居 祐三
　同 萩原 敬三

定款作成代理人

住所 横浜市神奈川区
行政書士 永井 隆一